

関東農政局入札等監視委員会議事運営要領

(会議及び議決)

- 第1条 関東農政局入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の会議は委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は委員長が決する。

(持ち回り会議)

- 第2条 緊急やむを得ない事情があり、前条の会議が開催されない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議にかえることを決することができる。
- 2 前項の処置を講じた場合には、委員長は、次の回の会議においてその結果を報告し、委員の了解を求めなければならない。

(抽出の委任)

- 第3条 委員会は、関東農政局入札等監視委員会規則（以下「規則」という。）第2条第2号の抽出に関する事務をあらかじめ指定した委員（以下「指定委員」という。）に委任することができる。
- 2 指定委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

- 第4条 規則第4条第1項第4号に基づき、前条第1項に掲げる委員が抽出する。
- ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（応募者を含む。以下同じ。）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人等」という。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとする。
- なお、事務局は、応札者が1者の契約及び公益法人等を契約の相手方とする契約について、重点的に抽出が行えるよう当該契約に関する情報を適切に提供するものとする。
- 2 審議対象契約に関する説明は、次の事項を記載した資料を提出して、契約担当課等の担当者が実施するものとする。
 - ア 契約件名
 - イ 事業概要
 - ウ 入札・契約手続審査委員会審査状況
 - エ 競争方式
 - オ 応札者数
 - カ 契約相手方（公益法人等の有無を含む。）
 - キ 契約締結日
 - ク 履行期間
 - ケ 予定価格（契約限度額を含む。）
 - コ 契約金額
 - サ 落札率
 - シ 入札公告（公示）日
 - ス 入札公告（公示）期間
 - セ 応札者の条件

- ソ 1 者応札（応募）の原因
- タ 1 者応札（応募）の改善策
- チ 指名事業者選定理由
- ツ 随意契約理由

（専決）

第5条 委員長は、委員会の事務のうち、再苦情処理に係る申立て適格についての審査について、事務を専決することができる。

附則 この要領は、平成 6 年10月31日から施行する。
平成15年10月17日から施行する。
平成19年12月28日から施行する。
平成21年 4月 1日から施行する。
平成27年 4月 3日から施行する。
令和 4年 7月 6日から施行する。
令和 8年10月 1日から施行する。